

# 写

25高私参第9号  
平成25年9月2日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部参事官  
牛尾 則文

(印影印刷)

## 「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額については、昭和62年8月31日付け文高法第224号の文部大臣裁定「恒常的に保持すべき資金の額について（以下「大臣裁定」という。）」で定められていたところですが、平成25年4月22日付け文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部を改正する省令」の公布に伴い、別添のとおり改正することとなりました。

改正の趣旨、概要は以下のとおりでありますので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。

### I 改正の趣旨

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」について、今回の学校法人会計基準の改正に伴い、従来、算定の基礎であった消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更され、新たに収入支出を活動の種類ごとに区分することとなったため、算定式を変更するものである。

また、大臣裁定に基づく恒常的に保持すべき資金の額は、従来、当年度の計算額が前年度の保持すべき資金の額に比べて大幅に下がった場合でも、前年度の額を維持することとされているが、学校法人の財政状態等をより適正にあらわすために、支出が大幅に下がった場合には、それに合わせて恒常的に保持すべき資金の額を下げることにするものである。

### II 改正の概要

#### 1. 算定式の変更

恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利

息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。）と定めることとした。

## 2. 恒常的に保持すべき資金の額の引下げ

当年度の恒常的に保持すべき資金の額の計算額が、前年度の保持すべき資金の額に比べて下がった場合において、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合には、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とした。

また、前年度の保持すべき資金の額に比べて、当年度の計算額が20%を超えて減少した場合には、一時的な減少ではなく、法人の支出規模が減少したものとみなして、学校法人会計基準第31条第1項第1号に該当し、前年度の保持すべき資金の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならないものとした。

担当 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係  
電話 03-5253-4111(内線2539)

昭和62年8月31日 文部大臣裁定  
(平成25年9月2日最終改正)

## 学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する 恒常的に保持すべき資金の額について

学校法人会計基準(昭和46年4月1日 文部省令第18号)第30条第1項第4号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。

### 記

1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)、及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。  
なお、本項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。
2. (特例)
  - ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。
  - イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。
3. (経過措置)
  - ア. 平成27会計年度に係る計算額
    - ① 平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の人件費(退職給与引当金繰入額(又は退職金)を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)、及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。
    - ② ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、①の規定

にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

- ③ ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合は、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

イ. 平成28会計年度に係る計算額

平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合については、2. ア. に定める特例は適用しないものとする。

ウ. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、3. ア. 及びイ. に示すものについては、「平成26会計年度」を「平成27会計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成28会計年度」を「平成29会計年度」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. この裁定は、平成27年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

参 考

○ 学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（平成25年9月2日文科高第381号 文部科学大臣  
裁定）

（傍線部分は変更部分）

新	旧
<p>○ <u>学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（平成25年9月2日文科高第381号 文部科学大臣裁定）</u></p> <p>1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の<u>事業活動収支計算書</u>における<u>教育活動収支の</u>人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）<u>、教育研究経費（減価償却額</u></p>	<p>○ <u>恒常的に保持すべき資金の額について（昭和62年8月31日文高法第224号 文部大臣裁定）</u></p> <p>学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）第30条第1項第4号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。</p> <p>記</p> <p>1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の<u>消費支出</u>の人件費（退職給与引当金繰入額<u>又は退職金</u>）<u>を除く。</u>）、<u>教育研究経費（減価償却額を除く。）</u>、<u>管理経費（減価償却額を除く。）</u>及び借入金等利息</p>

を除く。)及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除いた額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

なお、本項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。

2. (特例)

ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 平成27会計年度に係る計算額

① 平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の personnel 費(退職給与引当金繰入額(又は退職金)を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)及び借入金等利息の決算額の合計を12で除いた額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

の決算額の合計を12で除いた額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

2. (特例)

ア. 前項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120の範囲内にあるときは、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 昭和63会計年度に係る計算額が、昭和62会計年度末基本金額(改正前の学校法人会計基準第30条第1項第4号に係る基本金額をいう。)を下回るときは、計算額の100分の100以上昭和62会計年度末基本金額(計算額の100分の200を超える場合)にあつては、当該計算額の100分の200を限度とする。(以下の範囲内において、学校法人が定める額をもって、昭和63会計年度の保持すべき資金の額とする。)

② ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額を下回る  
ときは、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額を  
もって、当年度の保持すべき資金の額とする。

③ ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額の100  
分の100を超えて100分の120以内の場合、①の規定に  
かわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保  
持すべき資金の額とすることができる。

イ. 平成28会計年度に係る計算額

平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本  
金の額を下回る場合については、2.ア.に定める特例は適用しな  
いものとする。

ウ. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、3.ア.及び  
イ.に示すものについては、「平成26会計年度」を「平成27会  
計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「  
平成28会計年度」を「平成29会計年度」にそれぞれ読み替える  
ものとする。

4. この裁定は、平成27年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人  
にあつては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算  
書類の作成について適用する。

イ. 昭和63会計年度に係る計算額が、昭和62会計年度末基本金  
額の100分の100を超えて100分の120の範囲内にある  
ときは、昭和62会計年度末基本金額をもって、昭和63会計年  
度の保持すべき資金の額とすることができる。

(新設)

(新設)

4. この裁定は、昭和63年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算  
書類の作成について適用する。

